重要事項説明書　　＜令和 8年 6 月 1 日現在＞

訪問看護の提供にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は以下のとおりです。

1 株式会社ほっぷの概要

名　　称	株式会社　ほっぷ
代 表 者 名	中村　洋子
所在地・連絡先	（所在地）　京都府福知山市字荒河1318番地
設立年月日	平成２９年　１　月１７日

2 訪問看護ステーションほっぷの概要

（１）名称及び事業所番号

事業所名	訪問看護ステーション　ほっぷ
所在地・連絡先	（所在地）　京都府福知山市荒河新町82番地 （電　話）　０７７３－４５－６６６７ （ＦＡＸ）　０７７３－２１－４３８９
事業所番号	２６６２６９０１４４
管理者の氏名	山内　みかる

（２）職員体制

従業員の職種	人 数（人）	区　分				職務の内容等
		常 勤（人）		非 常 勤（人）		
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	
管 理 者	1		1			業務管理 サービス提供調整
看 護 師	9	5	1	3		看 護
理学療法士	1	1				リハビリテーション
作業療法士	1	1				リハビリテーション
アシスタント	1	1				事務・看護補助

（３）通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	福知山市内

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

（４）営業日・営業時間等：

月曜日～金曜日　　午前８時３０分～午後５時００分

（土曜日・日曜日・祝祭日・１２月３０日～１月３日は休み）

※当ステーションは、年間を通して24時間いつでも連絡が取れる体制を設けております。

※大雪・台風等により訪問の中止・変更をお願いすることがありますのでご了承ください。

3 サービスの内容

訪問看護計画に基づき訪問看護を提供します。具体的な内容は以下の通りです。

1　血圧・体温・呼吸・脈拍の測定など健康状態の観察と助言
2　清潔・食生活・排泄のケア・入浴のお手伝いなど日常生活の援助
3　リハビリテーション(機能訓練・関節運動・日常生活動作の訓練、福祉用具アドバイスなど)
4　痛みのコントロール、心のケア、看取りなどの終末期の看護
5　心理的なケア
6　介護者の支援
7　服薬管理、点滴、カテーテルの管理、褥瘡処置など医師の指示による医療的なケア

４ 訪問看護の内容

提供するサービスの内容は下記のとおりです。

	曜日	提　供　時　間　帯	内　容	介護保険適用
1		:　～　:		
2		:　～　:		
3		:　～　:		

５ 利用料金

（１）利用料

利用料として各種保険に基づき、必要な訪問看護利用料金を請求いたします。本人負担額は保険各法の割合負担額・公費の利用に応じた金額をお支払いいただきます。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【料　金　表】別紙添付

（２）料金の支払い方法

毎月月末締めとし翌月15日頃に前月分の請求書を送付いたしますので、請求書送付月の末日までに下記口座にお振り込み下さい。入金確認後、領収書を発行いたします。現金支払い・口座引落をご希望の場合はご相談下さい。

京都北都信用金庫　篠尾支店
普通預金口座（口座番号１１１９９０５）
口座名義　株式会社　ほっぷ　代表取締役　中村洋子

(3)利用料が支払われない場合

利用者様がサービス利用料の支払いを3か月以上遅延し事業者が料金を支払うよう督促したにも関わらず30日以内に支払われない場合、文書で通知後、利用料は代理人に請求させていただき、直ちに契約を終了させていただきます。

６ サービスの利用方法

(1)　サービスの利用開始

訪問看護ステーションまたは主治医、介護支援専門員にご相談ください。

訪問看護を利用される場合は主治医の指示書が必要です。

指示書は訪問看護ステーションに提供されます。訪問看護計画作成と同時に契約を結びサー

ビスの提供を開始します。

※保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が

生じた場合は、必ずお知らせください。

(2)　利用時間の変更については利用者様と事業者との話し合いのもとに行います。

利用時間変更ご希望の場合は前日までにご連絡ください。連絡がなくサービスの中止をされた場合は既定利用料金を請求させていただきます。

（３）サービスの終了

1　利用者様のご都合でサービスを終了される場合

サービス終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

2　事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は約1か月前までに文書で通知いたします。

3　自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・利用者様が介護保険施設に入所された場合
・利用者様が入院等で3か月以上サービスが利用できなかった場合
・介護保険給付を受けていた利用者様の要介護認定区分が非該当と認定された場合
・利用者様がお亡くなりになった場合

4　その他

・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者様は文書で通知することによって直ちに契約を終了することができます。
・利用者様やご家族等が事業者に対して本契約を継続しがたい背信行為を行った場合、正当な理由なくサービスの中止が繰り返された場合は文書で通知することにより直ちに契約を終了させていただく場合がございます。

7 事業所の特色等

(1) 事業の目的

訪問看護ステーションほっぷは利用者様やご家族の「安心して自宅で過ごしたい」という思いをかなえるために専門的な知識と技術により訪問看護を提供することを目的としています。

(2) 運営方針

訪問看護ステーションの職員は、利用者の気持ちや身体の状態を観察しながら生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援します。

事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

（３） その他

訪問看護ステーションの職員への研修は、年4回以上行っています。

8 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

主　治　医	主治医氏名		連絡先	
	医療機関名			
ご　家　族	氏　　名		連絡先	
	勤務先等			

居宅介護 支援事業所	事 業 所 名	
	連　絡　先	

９ 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等、市町村及び京都府に報告を行います。

10 守秘義務について

（1） 利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

（2） 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

11 虐待防止

（1） 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

1 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施

2 虐待の防止のための指針を整備する

3 虐待防止に関する責任者の選定

4 虐待防止検討委員会の設置

（２）サービス提供中に当該ステーション職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

12身体拘束等の原則禁止

(1)サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。

(2)やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

13業務継続計画と衛生管理

（1） 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(2) サービスに使用する備品・器具等の清潔保持に努め、定期的に消毒を実施するとともに、常に衛生管理及び感染症発生時における業務継続計画に基づく対策を行います。

14 サービス内容に関する苦情等相談窓口

（1） 提供したサービス内容等について、相談や苦情を受け付けるための窓口を下表のとおり設置します。苦情担当者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

訪問看護ステーションほっぷ （担　当）　山内　みかる	受付時間　8：30　～　17：00 連絡先　電話 0773-45-6667　FAX 0773-21-4389

（2）その他

本事業所以外に、福知山高齢者福祉課介護保険係、京都府国民健康保険団体連合会介護保険課でもご相談や苦情等について、お受けいたします。

≪苦情・相談各種窓口≫

訪問看護サービスの提供に関しての苦情や相談は以下までご連絡ください。

【事業者の窓口】	**福知山市荒河新町82番地** **訪問看護ステーションほっぷ** **管理者　山内　みかる** **電話 0773-45-6667　FAX 0773-21-4389** **受付時間　８：３０～１７：００**
【市町村の窓口】	**福知山市内記13-1** **福知山市役所高齢者福祉課　介護保険係** **電　　話：０７７３-２４-７０１３** **受付時間：月曜日～金曜日** **８：３０～１７：００**
【公的団体の窓口】	**京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620 COCON烏丸** **京都府国民健康保険団体連合会介護保険課** **電　　話：０７５-３５４-９０９０** **受付時間：月曜日～金曜日** **８：３０～１７：００** **（１２：００～１３：００は休み）**

15 その他

（1） サービス提供の際のトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

1　看護師等は、金銭管理、金銭の賃借などはいたしかねますのでご了承ください。

2　看護師等に対する贈り物や飲食物のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

3　訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。

4　見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。

5　訪問看護師は、利用者の状態に応じて臨時対応を行うことがあるため、計画された日時に変更を生じる場合がありますのでご了承ください。

（2）　オンラインツールを利用した会議の開催:利用者またはその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行うことができるものとする。その際、個人情報の適切な取り扱いに留意する。

（3）　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

（4）　サービス利用にあたっての禁止事項について下記の項目に該当する場合はサービスを中止する可能性があります。

1　事業者の職員に対して行う暴言、暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
2　パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為。
3　サービス利用中に事業者の職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。以上

事業所は、電話等により常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行うことができる体制を整えています。計画的な訪問以外を必要とするご利用者の場合は、1か月に1回、緊急時訪問看護加算又は24時間対応体制加算がされます。

緊急時訪問看護・24時間対応体制加算することを　　同意する　　同意しない

訪問看護事業者はサービスの提供開始に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

西暦　　年　　月　　日

事業者　所在地　京都府福知山市荒河新町82番地
名　称　訪問看護ステーション　ほっぷ
管理者　山内　みかる
説明者　事業所　訪問看護ステーション　ほっぷ

氏　名

私は、この重要事項説明書により、訪問看護サービスについての重要な事項の説明を受け同意します。伴わせて私の希望により、サービス提供を受ける場合はその費用の負担に同意するとともに、利用者及び家族に関する個人情報をサービス担当者会議等において提供することに同意します。

西暦　　年　　月　　日

利用者本人　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（署名・法定）代理人　又は家族の代表

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（続柄）＿＿＿＿

利用者は身体の状況によって署名ができないため利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わってその署名を代筆しました。

署名代筆者　　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

訪問看護ステーションほっぷ　利用料金表　【別紙】

1.介護保険の場合**[**地域区分　1単位：**10**円**]**※割合負担額に応じた金額をお支払いいただきます。

■基本利用料

≪訪問看護≫　要介護の方

サービス提供時間	サービス基準単位		利用者負担額		
			1割	2割	3割
20分未満	看護師	314単位	314円	628円	942円
20分以上30分未満	看護師	471単位	471円	942円	1,413円
30分以上1時間未満	看護師	823単位	823円	1,646円	2,469円
1時間以上1時間30分未満	看護師	1,128単位	1,128円	2,256円	3,384円
20分	理学・作業療法士	294単位	294円	588円	882円
40分	理学・作業療法士	588単位	588円	1,176円	1,764円
60分	理学・作業療法士	792単位	792円	1,584円	2,376円

≪予防訪問看護≫　要支援の方

サービス提供時間	サービス基準単位		利用者負担額		
			1割	2割	3割
20分未満	看護師	303単位	303円	606円	909円
20分以上30分未満	看護師	451単位	451円	902円	1，353円
30分以上1時間未満	看護師	794単位	794円	1,588円	2,382円
1時間以上1時間30分未満	看護師	1,090単位	1,090円	2,180円	3,270円
20分	理学・作業療法士	284単位	284円	568円	852円
40分	理学・作業療法士	568単位	568円	1，136円	1,704円
60分	理学・作業療法士	426単位	426円	852円	1,278円

准看護師の訪問の場合は1回につき90/100相当の単位数

■訪問看護加算項目：介護保険適用

夜間（午後6時から午後10時） 早朝 (午前6時から午前8時）の加算	上記の額に1回につき 25 %加算します。
深夜（午後10時から午前6時）の加算	上記の額に1回につき 50 %加算します。

加算項目	サービス単位	利用者負担額			内　容
		1割	2割	3割	
初回加算Ⅰ	350単位	350円	700円	1,050円	
初回加算Ⅱ	300単位	300/円	600円	900円	
看護体制強化加算Ⅰ	550単位	550円/月	1,100円/月	1,650円/月	

看護体制強化加算Ⅱ	200単位	200円/月	400円/月	600円/月	
予防看護体制強化加算	100単位	100円/月	200円/月	300円/月	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	6単位	6円/回	12円/回	18円/回	
サービス提供体制強化加算Ⅱ	3単位	3円/回	6円/回	9円/回	
退院時共同指導加算	600単位	600円	1,200円	1,800円	
緊急時訪問加算Ⅰ	600単位	600円/月	1,200円/月	1,800円/月	
特別管理加算（Ⅰ）	500単位	500円/月	1,000円/月	1,500円/月	留置ｶﾃｰﾃﾙ等
特別管理加算（Ⅱ）	250単位	250円/月	500円/月	750円/月	在宅酸素・褥瘡・点滴等
複数名訪問加算（Ⅰ）	30分未満 254単位 30分以上 402単位	254円/回 402円/回	508円/回 804円/回	762円/回 1,206円/回	
処遇改善加算	所定単位数の18/1000	月1回	月1回	月1回	
口腔連携強化加算	50単位	50円	100円	150円	
専門管理加算	250単位	250円	500円	750円	
ターミナルケア加算	2,500単位	2,500円	5,000円	7,500円	

※　上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の訪問看護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
※　介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。

2.医療保険の場合　　※健康保険の割合負担額・公費の利用に応じてお支払いいただきます。

■基本利用料

		料　金	自己負担額		
			1割	2割	3割
基本項目	訪問看護基本療養費Ⅰ （1 日につき）	週3日目まで 5,550円 週4日目以降 6,550円	555円 655円	1,110円 1,310円	1,665円 1,965円
	訪問看護基本療養費Ⅲ （外泊中の訪問看護）	8,500 円	850円	1,700円	2,550円
	精神科訪問看護基本療養費Ⅰ 1日につき（30分以上）	週3日目まで 5,550円 週4日目以降 6,550円	555円 655円	1,110円 1,310円	1,665円 1,965円
	機能強化型1訪問看護管理療養費 （1日につき）	月の初日 13、760 円 2日目以降 3,010円	1,376円 301円	2,752円 602円	4,128円 903円
加	24 時間対応体制加算イ （1月につき）	6,800 円	680円	1,360円	2,040円
	早朝・夜間加算 （6時～8時・18時～22時）	2,100 円	210円	420円	630円
	深夜加算（22時～6時）	4,200 円	420円	840円	1,260円
	特別管理加算Ⅰ	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	特別管理加算Ⅱ	2,500円	250円	500円	750円
	難病等複数回訪問加算	1日2回　4,500円	450円	900円	1,350円

算		１日３回訪問 **8,000**円	**800**円	**1,600**円	**2,400**円
	乳幼児加算・幼児加算	**1,500**円	**150**円	**300**円	**450**円
	複数名訪問看護加算（看護師）	**4,500**円	**450**円	**900**円	**1,350**円
	長時間訪問看護加算	**5,200**円	**520**円	**1,040**円	**1,560**円
	退院時共同指導加算	**8,000**円	**800**円	**1,600**円	**2,400**円
	特別管理指導加算	**2,000**円	**200**円	**400**円	**600**円
	退院支援指導加算	**6,000**円	**600**円	**1,200**円	**1,800**円
	退院支援指導加算（長時間）	**8,400**円	**840**円	**1,680**円	**2,520**円
項	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	**2,000**円	**200**円	**400**円	**600**円
	専門管理加算	２，５００円	**250**円	**500**円	**750**円
	情報提供療養費	**1,500**円	**150**円	**300**円	**450**円
	ベースアップ評価料Ⅰ	**1830**円	**183**円	**366**円	**549**円
	物価対応料Ⅰ	月の初日　**60**円 **2**日目以降　**20**円	**6**円 **2**円	**12**円 **4**円	**18**円 **6**円
	医療**DX**情報活用加算	**50**円	**5**円	**10**円	**15**円
目	医療情報連携加算	月**1**回　**1000**円	**100**円	**200**円	**300**円
	ターミナルケア療養費	**25,000**円	**2,500**円	**5,000**円	**7,500**円
	緊急訪問看護加算	**2,650**円	**265**円	**530**円	**795**円

3.その他、共通の費用

■その他の費用

加算項目	利用料金	内　容
エンゼルケアⅠ	**11,000**円	**(**消費税込**)**
エンゼルケアⅡ	**22,000**円	
衛生材料	実費	吸引カテーテル等
キャンセル料	**1,500**円	（消費税込）
時間延長**10**分毎に	**2,000**円	（消費税込）

■交通費 ：介護保険外

事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外のお住まいの方は次の交通費が必要です

通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 10 ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満	200 円/片道
通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 10 ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上	300 円/片道

■自費での訪問看護：保険外

ご希望される方にはオプションで自費による訪問看護のご相談にも応じます。

例）○自宅以外への訪問

○外出支援（ステーション訪問車での送迎はお受けできません）

○通院付き添い　　など